

諮問庁：秋田県知事

諮問日：令和２年２月１４日（諮問第１３１号）

答申日：令和２年１１月２４日（答申第９２号）

事件名：砂防ダム建設及び砂防指定に関する文書の部分公開決定処分に対する審査請求に関する件

答 申

第１ 審査会の結論

秋田県知事（以下「実施機関」という。）が、「湯沢市滝ノ沢山にある砂防ダム建設に関する資料とその付近の砂防指定に関する書類すべて」（以下「本件対象文書」という。）について非公開とした部分のうち、法人名、その住所及び代表者名については公開すべきである。

実施機関がその他の部分について非公開としたことは妥当である。

第２ 審査請求に至る経緯

１ 公開請求の内容

審査請求人は、令和元年９月１日、秋田県情報公開条例（昭和６２年秋田県条例第３号。以下「条例」という。）第５条の規定に基づき、実施機関に対し本件対象文書について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

２ 実施機関の決定

実施機関は、令和元年９月１３日、本件公開請求に対し、条例第１０条第１項の規定に基づき、部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

３ 審査請求

審査請求人は、令和元年１２月２５日、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条の規定に基づき、本件処分を不服として実施機関に対し審査請求を行った。

第３ 審査請求人の主張の要旨

１ 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件対象文書に関して実施機関が行った本件処分

について、その処分を取り消し、変更することを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求人から提出された審査請求書によるとおおむね次のとおりである。

実施機関は、本件処分の理由を、秋田県公文書公開条例の一部を改正する条例（平成10年秋田県条例第38号）による改正前の秋田県公文書公開条例（以下、「旧条例」という。）第6条第1項第1号に該当のためとしているが、旧条例を適用することは誤りであり、本件処分により知る権利を侵害されたため、取消しを求める。

また、非公開とする理由に具体性がないことに加え、公開された書類の一部が欠損しているなど、公開の実施方法にも問題がある。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書及び意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

- 1 条例第10条第1項では、「実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求があった日から起算して15日以内に、当該公開請求に係る行政文書の公開をするかどうかの決定（第8条の規定により公開請求を拒否する旨の決定及び公開請求に係る行政文書を保有していない場合の公開をしない旨の決定を含む。）をしなければならない。」と規定されている。

また、同条第4項では、「実施機関は、公開決定等をしたときは、公開請求者に対し、速やかにその内容を書面により通知しなければならない。」と規定されている。

さらに、同条第5項では、「前項の場合において、実施機関は、行政文書の全部または一部を公開しないときは、同項の書面にその理由（その理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その理由及び期日）を記載しなければならない。」と規定されている。

- 2 また、条例第6条では、「実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下、「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をしたもの（以下、「公開請求者」という。）に対し、当該行政文書の公開をしなければならない。」と規定されており、同条第1項第1号では、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定

の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）。ただし、次に掲げるものを除く。」と規定されている。

- 3 旧条例第6条では、「実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、公文書の公開をしないことができる。」と規定され、同条第1項第1号では、「(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げるものを除く。（一）法令又は条例の定めるところにより何人でも閲覧することができるもの（二）公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得したもの（三）法令又は条例の規定による許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの」と規定されている。
- 4 秋田県行政文書公開事務取扱要綱（以下「要綱」という。）第4の1（7）カ「『公開しない理由』欄」の説明として、「(ア) 様式第11号及び第12号関係」についての記述の中で「a 条例第6条第1項の該当する号及び公開をしない理由を具体的に記載すること。なお、複数の号に該当する場合は、各号毎に公開をしない情報の内容及びその理由を具体的に記載すること。」、また、「b 平成11年4月1日前に作成し、又は取得した行政文書（決裁又は閲覧を経ないもの及び電磁的記録を除く。）についての公開請求である場合には、「秋田県情報公開条例第6条第1項第 号」とあるのは、「秋田県公文書公開条例の一部を改正する条例（平成10年秋田県条例第38号）による改正前の秋田県公文書公開条例第6条第1項第 号」と記載すること。」と規定されている。審査請求人は、本件処分に当たって、旧条例を適用して判断していることは誤りであるとして全ての情報開示を求めているが、旧条例の適用に問題はない。

なお、本件処分で非公開としている部分は、第三者の個人名や個人が特定できる情報が記載された部分に限定しており、公開できる部分は公開している。

- 5 本件対象文書は、全て平成11年4月1日以前に作成したものであることから要綱第4の1（7）カ（ア）bを適用すべきことは明らかであり、したがって部分公開決定通知書に「個人に関する情報」を公開しないことについて、「秋田県公文書公開条例の一部を改正する条例（平成10年秋田県条例第38号）による改正前の秋田県公文書公開条例第6条第1項第1号」と記載したことが違法に当たらないことは明白である。

第5 調査審議の経過

1	令和	2年	2月17日	諮問の受付
2	同	年	3月10日	審議
3	同	年	3月31日	審議
4	同	年	5月13日	実施機関が意見陳述
5	同	年	6月30日	審議
6	同	年	8月4日	審議
7	同	年	9月2日	審議
8	同	年	10月1日	審議
9	同	年	11月10日	審議

第6 審査会の判断の理由

1 本件処分について

実施機関は、別紙のとおり本件対象文書を特定したうえで、旧条例第6条第1項第1号又は第2号に該当するとして、当該砂防指定に関係のない土地の地番（ただし、申請者の親族の所有地を除く。）、申請者の親族以外の個人名及び法人名等を非公開とした。

これに対して審査請求人は、本件処分に旧条例を適用することは誤りであり、本件処分を取り消すべきであると主張している。また、非公開とする理由の説明が不十分である、情報公開の実施方法に不備がある、との主張も行っている。

2 旧条例の適用について

旧条例を適用することについて、秋田県公文書公開条例の一部を改正する条例附則（平成10年条例第38号）第3項には、「新条例第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以降に作成し、又は取得した新条例第2条第1項に規定する公文書について適用し、同日前に作成し、又は取得したこの条例による改正前の秋田県公文書公開条例第2条第1項に規定する公文書については、なお従前の例による。」と明確に規定されており、これを受けて、要綱においても「平成11年4月1日前に作成し、又は取得した行政文書（決裁又は閲覧を経ないもの及び電磁的記録を除く。）についての公開請求である場合には、『秋田県情報公開条例第6条第1項第 号』とあるのは、『秋田県公文書公開条例の一部を改正する条例（平成10年秋田県条例第38号）による改正前の秋田県公文書公開条例第6条第1項第 号』と記載すること。」と規定している。

本件対象文書はいずれも新条例の施行日である平成11年4月1日以前に作成されたものであると認められることから、実施機関が旧条例第

6 条第 1 項を適用したことは妥当である。

3 旧条例第 6 条第 1 項第 1 号該当性について

旧条例第 6 条第 1 項第 1 号は文書を公開しないことができる情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。」と規定している。

これは、プライバシー保護の観点から個人に関する情報は原則非公開とする旨を定めたものであるが、一方で、同号ただし書きでは、（一）「法令又は条例の定めるところにより何人でも閲覧することができるもの」、（二）「公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得したもの」、（三）「法令又は条例の規定による許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの」のいずれかに該当する場合は例外として公開することとし、個人に関する情報であっても明らかにプライバシーの侵害にならないものや、公益上公開の必要があるものについては、公開を認めることとして、「原則公開」と「プライバシー保護」の調整を図っているものである。

これらを踏まえて、実施機関が同号に該当するとして非公開とした部分について検討すると以下のとおりとなる。

本件処分において、同号を根拠に実施機関が非公開としている情報は、各種契約書や台帳等に記載された「個人に関する住所及び氏名、生年月日、印影、地番、地目、地積、単価、売買契約金額や補償額及びその算出根拠」のほか、物件調書などの各種調書や調査書に記載された「個人に関する住所及び氏名、地番、地目、地積、単価」、登記嘱託書や登記申請書、実測図、公図上に記載された「個人に関する住所及び氏名、印影、地番、地目、地積、見積の金額」及び「算出単価、課税対象額や登録免許税額、課税価格」等である。

実施機関が非公開としたこれらの情報のうち、物件の所有者等個人の住所や氏名、生年月日、公印以外の印影は、特定の個人が識別される情報であり、地番、地目、地積は、他の情報と結びつけることにより個人を特定することができることとなる情報であることから、いずれも旧条例第 6 条第 1 項第 1 号の不開示情報に該当すると判断できる。また、各種単価や売買契約金額、補償額及びその算出根拠、見積の金額、課税対象額、登録免許税額、課税価格等についても、他の情報との照合により個人が特定される可能性を否定できず、公開することにより個人の具体的な収入額が明らかになるなど、プライバシーが侵害されるおそれがある情報であるため、同号の不開示情報に該当するものと判断される。

4 旧条例第6条第1項第2号該当性について

旧条例第6条第1項第2号は文書を公開しないことができる情報として、「法人その他の団体（国、地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が損なわれると認められるもの。」を規定している。

実施機関が本号に該当するとして非公開とした物件調書の調査者欄などに記録された請負業者等の情報のうち、法人名、その住所及び代表者名は、公開することにより当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が損なわれるとは認められないことから、公開すべきと判断される。なお、代表者名については個人に関する情報にも該当するが、旧条例第6条第1項第1号ただし書き（一）に照らして公開が妥当である。

請負業者等の情報のうち、測定者名は、旧条例第6条第1項第1号に該当するため、非公開が妥当である。

5 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

なお、調査審議の過程で、実施機関が審査請求人の親族に関する情報を公開していることなど、一部に条例の不適切な運用がなされていることが明らかになったことから、実施機関においては、今後、条例のより適切な運用に努めるよう求める。

また、実施機関は部分公開とする理由について、審査請求人に対して別途、文書等で追加説明を行っていることを当審査会として確認したが、そのことをもって部分公開決定通知書における決定理由の説明が十分なものとなったと言うことはできず、併せて理由付記制度のより丁寧な運用を求める。

第7 答申に関与した委員

区 分	氏 名	職 名
	赤 坂 薫	弁護士
	阿 部 千鶴子	司法書士
	池 村 好 道	白鷗大学法学部教授
会 長	柴 田 一 宏	弁護士

特 定 し た 文 書	
①昭和63年12月9日付け雄土ー2074 「砂防指定地の新規指定について」	⑫平成元年12月15日付け「支出負担行為 伺」、「契約締結伺」
②平成元年10月17日付け雄土ー1535 「砂防指定地の新規及び追加指定について」	⑬平成2年3月30日付け「検査調書」
③平成3年度下山谷川砂防指定地湯沢市字広沢 山地内	⑭平成2年2月20日付け「支出負担行為伺」、 「契約締結伺」
④砂防設備台帳「平成元年度通常（都市対策） 砂防工事 E305-10 下山谷沢川」、「平成2年度 通常（都市対策）砂防工事 E305-10 下山谷沢川」	⑮平成2年3月22日付け「物件移転完了検査 調書」
⑤砂防設備台帳「昭和63年度通常（荒廃）砂防 工事 E304-10 滝ノ沢川」、「平成元年度通常 （荒廃）砂防工事 E304-10 滝ノ沢川」	⑯平成元年12月15日付け「支出負担行為伺」、 「契約締結伺」
⑥昭和64年1月6日付け「支出負担行為伺」、 「契約締結伺」	⑰平成2年1月16日付け「物件移転完了検査 調書」
⑦平成元年3月10日付け「物件移転完了検査 調書」	⑱平成3年12月2日付け「支出負担行為伺」、 「契約締結伺」
⑧昭和63年12月26日付け「支出負担行為 伺」、「契約締結伺」	⑲平成4年3月12日付け「物件移転完了検査 調書」
⑨平成元年2月21日付け「物件移転完了検査 調書」	⑳平成4年2月26日付け「支出負担行為伺」、 「契約締結伺」
⑩昭和64年1月6日付け「支出負担行為伺」、 「契約締結伺」	㉑平成4年3月16日付け「物件移転完了検査 調書」
⑪平成元年2月21日付け「物件移転完了検査 調書」	㉒平成3年12月13日付け「支出負担行為伺」、 「契約締結伺」
	㉓平成3年12月25日付け「検査調書」

特 定 し た 文 書	
②④平成３年９月１７日付け「支出負担行為伺」、 「契約締結伺」 ②⑤平成３年１０月１４日付け「物件移転完了 検査調書」 ②⑥平成３年７月１日付け文書「用地境界立会 いの案内について」 ②⑦平成４年９月２２日付け「支出負担行為伺」、 「契約締結伺」 ②⑧平成４年１０月５日付け「検査調書」 ②⑨平成５年１月１１日付け「支出負担行為伺」、 「契約締結伺」 ③⑩平成５年２月２６日付け「検査調書」 ③⑪平成４年８月４日付け「支出負担行為伺」、 「契約締結伺」 ③⑫平成４年８月３１日付け「物件移転完了 検査調書」 ③⑬砂防指定地地番図 ③⑭平成元年度下山谷沢川用地実測図	